

1. 営業権の侵害について

都（中央卸売市場事業課）の主張

- ①豊洲移転に伴う経済的損失はすべて受忍限度内である。
- ②受忍限度内か否かは、損失額及び事業の性質（公共事業として行なうという性質）により判断する。

参考：受忍限度とは、騒音、振動、悪臭等の被害について、社会生活上、被害者が受忍（我慢）しなければならない限度という意味。

騒音、振動、悪臭等の被害が主張された場合に、被害が生じていればすべて違法性を認めるのではなく、諸事情を考慮して、被害が社会生活上受忍すべき限度を超えていると評価される場合に初めて違法性を認める法理を受忍限度論と呼ぶ。

都への反論

- ①受忍限度内か否かは個々の事例に即して判断されることである。
- ②受忍限度内か否かの判断に事業の性質は関係ない。
もしも、「公共事業」という性質により受忍限度が広がるならば、公共事業に関して「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」がなぜ定められているか、わからなくなる。

国（国交省公共用地室）の見解

- ・都への反論の①、②に同意。
- 国が同意したことを都（中央卸売市場事業課）に伝えたところ、「都の関係部局が集まって決めたのだから、すべて受忍限度内だ」という回答。
これは、明らかに憲法 29 条違反。

参考 1. 憲法 29 条第 1 項：財産権は、これを侵してはならない。

参考 2. 旧卸売市場法（「中央卸売市場法」1923-1971 年）第 7 条には「市場の閉鎖に伴って損失補償しなければならない」旨の規定あり。

2. 築地移転に公共補償基準が適用されるか

- ・損失補償の要否は憲法 29 条に基づいて判断される。
- ・損失補償の方法について公共事業の種類に応じて要綱・基準が定められている。
- ・公共事業に伴う損失補償基準には一般補償基準と公共補償基準がある。
- ・別表参照

都（資産運用部管理課）の主張

- ・損失補償基準にいう「公共事業」は「用地取得を伴う事業」に限られる。
- ・築地における事業は用地取得を伴わないから、公共補償基準は適用されない。

都への反論

- ・「公共事業」は「土地の収用又は使用ができる事業」であって「用地取得を伴う事業」ではない（土地収用法 3 条から明らか）。
- 都は「見解の違い」で逃げる。

・築地移転事業は「中央卸売市場の位置及び面積の変更」の事業とされており、したがって、起業地には「築地及び豊洲」が含まれ、用地取得も伴う。

→これに対し、**都は「起業地は豊洲だけ」と主張。**

・公共補償基準は、公共施設に対する侵害に伴う補償の基準であり、公共施設が公共事業により侵害されるならば公共補償基準が適用される。

→国交省公共用地室が検討し、9月5日以降に回答する予定。

参考：私見の裏付けとなる『公共補償基準要綱の解説』からの抜粋（傍線引用者）

5 頁 一般的には、この私人の財産権に対する損失補償のことを一般補償、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」のことを一般補償基準と呼んでおり、道路、河川施設、学校等の公共施設等に対する侵害及び地域社会に対する有形、無形の侵害に対する補償のことを公共補償と称している。

13 頁 2 補償の原理

公共補償は、以下のような原理に基づいて行うのが適当である。

(1) 公共施設に対する補償

(一) 原則

公共事業の施行により既存の公共施設を移転し、又は廃止する場合には、原則として、その公共施設が従来有していた機能を、中断することなく、技術的・経済的に可能な範囲で、合理的な形で再現するという観点にたつて補償する。

33 頁 2) この要綱において「公共施設」という場合には、前項で規定されている公共事業の用に供する施設のことである。したがって、ある施設が公共施設であるか否かは、もっぱら土地収用法その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されているか否かによるものであって、仮に当該施設が公共事業のために現に利用されているのであれば、一律に公共施設としてとらえこの要綱を適用することとなる。

・仮に、築地の豊洲移転に公共補償基準が適用されないとしても、それを準用ないし参考にして補償すべき→**都は「所管外」として答えない。**

3. 認可と事業実施の関係

○認可されたところで事業を実施できることにはならない。

・認可は、事業者と公との関係（公法関係）

・事業者は、事業者と民との関係（私法関係）において権利者の同意を得なければ事業を実施できない。

例：公有水面埋立法では「埋立免許を取得しても水面権者に補償しなければ着工できない」とされている。

○農水省の法的責任と社会的責任

・農水省は、卸売市場法の認可要件を満たせば法的には認可できるが、他の法律（憲法、建築基準法等）に照らして、あるいは私法関係において明らかに違法な事業を認可すると社会的責任を問われることになる。

以 上